

社会保険ひろしま

第918号

- 【お知らせ】～全国健康保険協会管掌事業所のご担当者さまへ～
「被保険者資格取得届」「被扶養者（異動）届」の新様式による提出のお願い
- 【お願い】各種届書に個人番号を記入してください
- 【お願い】社会保障協定の締結国へ派遣される方の手続きはお早めにご提出ください
- 【ご案内】従業員へ社会保険加入を勧めてみませんか
- 年金日より
- 令和7年3月分（4月納付分）からの保険料率のお知らせ

2
2025
令和7年

職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和6年12月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		61,638	60,692
船舶所有者数		249	323
被保険者数	男性	510,053人	381,498人
	女性	351,190人	270,569人
	船員	3,014人	3,312人

日本年金機構からのお知らせ

お知らせ

～全国健康保険協会管掌事業所のご担当者さまへ～

「被保険者資格取得届」「被扶養者（異動）届」の新様式による提出のお願い

令和6年12月2日から健康保険被保険者証の新規発行が終了し、マイナ保険証に移行しました。これにもない、「被保険者資格取得届」および「被扶養者（異動）届」の様式が変わっています。新たに被保険者や被扶養者になる方の資格確認書発行が必要な場合は、新様式の「資格確認書発行要否」欄の□に✓を入れて申請してください。

《被保険者資格取得届》



⑮ 資格確認書 発行要否	<input type="checkbox"/> 発行が必要
--------------------	--------------------------------

《被扶養者（異動）届》



⑳ 資格確認書 発行要否	<input type="checkbox"/> 発行が必要
--------------------	--------------------------------

- 旧様式には「資格確認書発行要否」欄が無いいため、取り扱いは令和7年2月28日まで（予定）としていただきますので、お早めに新様式へ切り替えて頂きますようお願いいたします。なお、電子申請については、令和7年3月1日以降、旧様式での申請が出来なくなりますのでご注意ください。
- 新様式は、日本年金機構ホームページをご確認ください。
ホームページ：<https://www.nenkin.go.jp/shinsei/kounen/tekiyo/hihokensha/index.html>

お願い

各種届書に個人番号を記入してください

「被保険者資格取得届」や「被扶養者（異動）届」などの、個人番号記入欄がある届書には、個人番号を忘れずに記入してください。また、従業員の方の個人番号を記入する際は、番号法に基づく本人確認（番号確認および身元確認）を必ず行ってください。

「個人番号（基礎年金番号）」欄に不備がある場合は、原則届書を返戻し、補正をお願いしています。届書が返戻されると手続きの完了までに時間がかかり、マイナ保険証が利用できない等の不利益につながりますので、記入する個人番号には誤りがないようお気をつけください。

※個人番号を有していない等、個人番号が記入できない場合は基礎年金番号を記入してください。なお、基礎年金番号は、基礎年金番号通知書、年金手帳のほか、日本年金機構から本人あてに送付している書類（国民年金保険料納付書等）でも確認できます。

お願い

社会保障協定の締結国へ派遣される方の手続きはお早めにご提出ください

日本と社会保障協定を結んでいる国に派遣される方は、相手国の社会保障制度への加入が免除されます。免除されるためには、日本の社会保障制度に加入していることを証明する「適用証明書」の交付を受け、相手国に提示または提出する必要があります。

例年4月から5月にかけて、「適用証明書交付申請書」等の提出が多くなります。適用証明書の発行までに通常よりも日数を要することがありますので、適用証明書が必要なことが判明次第、お早めにご提出ください。（電子申請も利用可能です。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。）

なお、「適用証明書交付申請書」または「適用証明期間継続・延長申請書」は、就労の開始予定年月日または延長開始年月日のおおむね6カ月前から提出が可能です（資格取得同時の場合を除きます）。

ご案内 従業員へ社会保険加入を勧めてみませんか

- 短時間勤務の従業員が働く時間を増やして社会保険に加入することで企業経営にも主に3つのメリットがあります。加入した従業員にも、受け取る年金額が増えるなどのメリットがありますので、手取りが減少することから社会保険加入をためらっている従業員にも加入を勧めてみませんか。

- ①人材の確保・定着の可能性が高まります。
- ②社会保険への加入により就業調整する必要がなくなるため、安定してシフトを組みやすくなります。
- ③従業員の働く意欲向上に繋がります。

- 厚生労働省の社会保険適用拡大特設サイトでは、従業員への説明のポイントや従業員説明に使えるチラシや動画、各種支援の案内などを掲載しています。ぜひご覧ください。



詳しくは
適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>



- 新たに社会保険に加入した従業員の手取りを減らさないための取組を行った事業主の皆さまは従業員一人あたり、最大50万円を助成するキャリアアップ助成金が活用できます。ぜひご検討ください。



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/syakaihoken_tekiyou.html



- お問い合わせ先はこちら

年収の壁突破・総合相談窓口（コールセンター）

0120-030-045（フリーダイヤル・無料）

受付時間 平日8：30～18：15



年金だより

年金委員制度のご案内

年金委員とは、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、政府が管掌する厚生年金保険や国民年金に関する適用・保険料・給付などについて、事業所や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。年金委員には、当機構から定期的に制度改正や手続きに関する情報提供を行っています。

年金委員は、活動範囲によって「職域型」と「地域型」の2種類があり、ここでは主に事業所内で活動いただく、「職域型」年金委員をご案内します。

【職域型年金委員とは】

委嘱対象者	適用事業所における被用者年金に関する事務を担当されている方 など
活動範囲	主に事業所内
主な活動内容	お勤め先の社員やそのご家族を対象に、以下のような活動をお願いしています。 ○ 公的年金制度に関するポスターやリーフレットの掲示・設置・配架 ○ 当機構が主催する制度や事務手続きに関する年金委員研修会への参加 など

「職域型」年金委員が設置されていない事業所におかれましては、ぜひ管轄の年金事務所まで推薦をお願いします。詳細は下部のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetu/kikou-oshirase.html>



日本年金機構公式X（旧Twitter）@Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。
https://x.com/Nenkin_kikou



令和7年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率:令和7年3月分～適用
 ・介護保険料率:令和7年3月分～適用
 ・厚生年金保険料率:平成29年9月分～適用
 ・子ども・子育て拠出金率:令和2年4月分～適用

(広島支部)

(単位:円)

標準報酬 等級	報酬月額 月額	全国健康保険協会健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)			
		介護保険第2号被保険者 に該当しない場合		介護保険第2号被保険者 に該当する場合		一般・坑内員・船員			
		9.97%		11.56%		18.300%※			
		全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額		
1	58,000	円以上	円未満	5,782.6	2,891.3	6,704.8	3,352.4		
2	68,000	63,000	73,000	6,779.6	3,389.8	7,890.8	3,945.4		
3	78,000	73,000	83,000	7,776.6	3,888.3	9,016.8	4,508.4		
4(1)	88,000	83,000	93,000	8,773.6	4,386.8	10,172.8	5,086.4	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	103,000	9,770.6	4,885.3	11,328.8	5,664.4	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	107,000	10,368.8	5,184.4	12,022.4	6,011.2	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	114,000	10,967.0	5,483.5	12,716.0	6,358.0	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	122,000	11,764.6	5,882.3	13,608.8	6,804.4	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	130,000	12,562.2	6,281.1	14,505.6	7,252.8	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	138,000	13,359.8	6,679.9	15,402.4	7,701.2	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	146,000	14,157.4	7,078.7	16,300.0	8,150.0	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	155,000	14,955.0	7,477.5	17,200.0	8,600.0	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	165,000	15,752.6	7,876.3	18,100.0	9,050.0	28,914.00	14,457.00
14(11)	170,000	165,000	175,000	16,550.2	8,275.1	19,000.0	9,500.0	30,378.00	15,189.00
15(12)	180,000	175,000	185,000	17,347.8	8,673.9	19,900.0	9,950.0	31,842.00	15,921.00
16(13)	190,000	185,000	195,000	18,145.4	9,072.7	20,800.0	10,400.0	33,306.00	16,653.00
17(14)	200,000	195,000	210,000	18,943.0	9,471.5	21,700.0	10,850.0	34,770.00	17,385.00
18(15)	210,000	205,000	220,000	19,740.6	9,870.3	22,600.0	11,300.0	36,234.00	18,117.00
19(16)	220,000	215,000	230,000	20,538.2	10,269.1	23,500.0	11,750.0	37,698.00	18,849.00
20(17)	230,000	225,000	240,000	21,335.8	10,667.9	24,400.0	12,200.0	39,162.00	19,581.00
21(18)	240,000	235,000	250,000	22,133.4	11,066.7	25,300.0	12,650.0	40,626.00	20,313.00
22(19)	250,000	245,000	260,000	22,931.0	11,465.5	26,200.0	13,100.0	42,090.00	21,045.00
23(20)	260,000	255,000	270,000	23,728.6	11,864.3	27,100.0	13,550.0	43,554.00	21,777.00
24(21)	270,000	265,000	280,000	24,526.2	12,263.1	28,000.0	14,000.0	45,018.00	22,509.00
25(22)	280,000	275,000	290,000	25,323.8	12,661.9	28,900.0	14,450.0	46,482.00	23,241.00
26(23)	290,000	285,000	300,000	26,121.4	13,060.7	29,800.0	14,900.0	47,946.00	23,973.00
27(24)	300,000	295,000	310,000	26,919.0	13,459.5	30,700.0	15,350.0	49,410.00	24,705.00
28(25)	310,000	305,000	320,000	27,716.6	13,858.3	31,600.0	15,800.0	50,874.00	25,437.00
29(26)	320,000	315,000	330,000	28,514.2	14,257.1	32,500.0	16,250.0	52,338.00	26,169.00
30(27)	330,000	325,000	340,000	29,311.8	14,655.9	33,400.0	16,700.0	53,802.00	26,901.00
31(28)	340,000	335,000	350,000	30,109.4	15,054.7	34,300.0	17,150.0	55,266.00	27,633.00
32(29)	350,000	345,000	360,000	30,907.0	15,453.5	35,200.0	17,600.0	56,730.00	28,365.00
33(30)	360,000	355,000	370,000	31,704.6	15,852.3	36,100.0	18,050.0	58,194.00	29,097.00
34(31)	370,000	365,000	380,000	32,502.2	16,251.1	37,000.0	18,500.0	59,658.00	29,829.00
35(32)	380,000	375,000	390,000	33,299.8	16,649.9	37,900.0	18,950.0	61,122.00	30,561.00
36	390,000	385,000	400,000	34,097.4	17,048.7	38,800.0	19,400.0	62,586.00	31,293.00
37	400,000	395,000	410,000	34,895.0	17,447.5	39,700.0	19,850.0	64,050.00	32,025.00
38	410,000	405,000	420,000	35,692.6	17,846.3	40,600.0	20,300.0	65,514.00	32,757.00
39	420,000	415,000	430,000	36,490.2	18,245.1	41,500.0	20,750.0	66,978.00	33,489.00
40	430,000	425,000	440,000	37,287.8	18,643.9	42,400.0	21,200.0	68,442.00	34,221.00
41	440,000	435,000	450,000	38,085.4	19,042.7	43,300.0	21,650.0	69,906.00	34,953.00
42	450,000	445,000	460,000	38,883.0	19,441.5	44,200.0	22,100.0	71,370.00	35,685.00
43	460,000	455,000	470,000	39,680.6	19,840.3	45,100.0	22,550.0	72,834.00	36,417.00
44	470,000	465,000	480,000	40,478.2	20,239.1	46,000.0	23,000.0	74,298.00	37,149.00
45	480,000	475,000	490,000	41,275.8	20,637.9	46,900.0	23,450.0	75,762.00	37,881.00
46	490,000	485,000	500,000	42,073.4	21,036.7	47,800.0	23,900.0	77,226.00	38,613.00
47	500,000	495,000	510,000	42,871.0	21,435.5	48,700.0	24,350.0	78,690.00	39,345.00
48	510,000	505,000	520,000	43,668.6	21,834.3	49,600.0	24,800.0	80,154.00	40,077.00
49	520,000	515,000	530,000	44,466.2	22,233.1	50,500.0	25,250.0	81,618.00	40,809.00
50	530,000	525,000	540,000	45,263.8	22,631.9	51,400.0	25,700.0	83,082.00	41,541.00

- ◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(9.97%)に介護保険料率(1.59%)が加わります。
- ◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。
- ◆(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。
- ◆(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。
- ◆令和7年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、320,000円です。
- 被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合
 - ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合には切り捨て、50銭を超える場合には切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合には切り捨て、50銭以上の場合には切り上げて1円となります。(注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。
- 納入告知書の保険料額
納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額となります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。
- 賞与に係る保険料額
賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。)となり、厚生年金保険は子ども・子育て拠出金の場合は年間150万円となります。
- 子ども・子育て拠出金
事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくこととなります。(被保険者の負担はありません。)この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.36%)を乗じて得た額の総額となります。

広島
支部

協会けんぽ 加入者・事業主のみなさまへ

事業所内で回覧をお願いいたします。

令和7年3月分(4月納付分)からの
保険料率のお知らせです

広島支部の
健康保険料率は変更となります

令和7年2月分(3月納付分)まで
給与・賞与の

令和7年3月分(4月納付分)から
給与・賞与の

9.95% ▶ 9.97%

介護保険料率も変更となります

令和7年2月分(3月納付分)まで給与・賞与の

令和7年3月分(4月納付分)から給与・賞与の

1.60% ▶ 1.59%

※厚生年金基金に加入している方の
厚生年金保険料率は、基金ごとに
定められている免除保険料率
(2.4%~5.0%)を控除した率となり
ます。

加入する基金ごとに異なりますので、
免除保険料率および厚生年金
基金の掛金については、加入する
厚生年金基金にお問い合わせ
ください。

- ※健康保険料と介護保険料は労使折半となります。
- ※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に
全国一律の介護保険料率が加わります。
- ※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。
- ※任意継続被保険者の方は、令和7年4月分の保険料率から変更となります。

保険料率についての
特設サイトはこちら



健康保険料率9.97%のうち、6.59%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.38%分は
後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いいたします。★健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせ
ください。★ご加入の支部は資格情報のお知らせ等の「保険者名称」をご確認ください。(居住する都道府県とは異なることがあります。)

全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

お問い合わせはこちらまで
TEL 082-568-1011
〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル2階

協会けんぽ

加入者・事業主のみなさまへ

みなさまが自分らしく安心して働けるように。

協会けんぽは、 働くあなたのそばにいます。

元気に働き続けるためには、日々の健康が大切。

しかも、健康であればあるほど、保険料率の伸びを抑えられます。

さらに、上手な医療のかかり方を心がければ、

あなたの支払う医療費や、保険料率の伸びが抑えられます。

「上手な医療のかかり方」と「健康づくり」をはじめませんか？



保険料率の仕組み

実は

保険料率は、都道府県ごとに、
毎年改定されています。

保険料率は都道府県支部ごとの
医療費水準等に基づき決定しています。

1分でもかんたん！
あなたの保険料額をチェック

加入支部と標準報酬月額を選ぶだけで！
あなたの保険料額がわかります。



こちらの保険料率
サイトでチェック▼



協会けんぽ と SDGs

私たち協会けんぽは、健康保険事業の運営を
通してSDGsに貢献していきます

協会けんぽは持続可能性の観点を踏まえた安定的・効率的な運営を行うとともに、
加入者のみなさまの健康増進に取り組んでいます。
こうした取組を通して、SDGsに貢献していきます。

詳しくはサイトを
チェック▶



※SDGsとは国連で採択された「持続可能な開発目標」です。

保険料率の伸びを抑えるためには、
みなさまが上手な医療のかかり方と
健康づくりに取り組むことが大切です。



ご存じですか。上手な医療のかかり方

あなたの医療のかかり方について、あてはまる項目を見直してみましょう。
自己負担の軽減ひいては医療費の適正化につながります。



休日や夜間に
病院に行くことがある。

休日や夜間の受診は、
自己負担が増加します。



同じ病気や症状の治療のために
複数の医療機関を受診する。

体にもお財布にも負担が大きい
「はしご受診」。



ジェネリック医薬品を
使っていない。

医師や薬局に相談して、
ジェネリック医薬品を使いましょう。



気軽に相談できる
医師・薬剤師がいない。

かかりつけ医・薬剤師は、健康相談から
傷病による受診や通院など、健康を
サポートするたのもしき存在です。

健康づくりサイクルをまわさないと「もったいない」

健康づくりサイクルをまわして、元気で健康な暮らしを続けましょう！



詳しくはサイトを
チェック▼



みなさまの取組®に応じて、都道府県の保険料率が変わるインセンティブ制度についてはこちら▶
※特定健診受診・ジェネリック医薬品の使用等



事業主・ご担当者のみなさまへのお願い

従業員のみなさまにも、協会けんぽのwebサイトやこちらのリーフレットをご覧いただき、
上手な医療のかかり方や健康づくりについてご理解いただくようお声がけをお願いします。
また、健診受診の積極的なお声がけをお願いいたします。

